

平成 29 年 10 月 22 日の台風被害について、あらゆる方法を駆使して、被害を最小限に抑えることに努力してほしいと要請した。大字古寺では遊水池設置の義務付けられる 3000㎡以上の開発工事であるのに、池設置を免れる二分割した工事として進めようとしていることに対して県が重大問題として町が意見を述べるように提案した。

次に、八尾君の発言を許します。

13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 13番、八尾春雄でございます。報道によりますと、再来年の4月30日に天皇陛下が退位をされる。翌5月1日は、新しい天皇陛下が即位されるということでございます。戦没者追悼式において、天皇陛下は深い反省を表明をされるとともに、日本国憲法を守りますと言明されたわけでございまして、陛下が次の新しい陛下にその思いをきちんとつないでほしい。こんな印象を持ちました。5月1日は、労働者の祭典、メーデーでございます。私も山田議員も時間の許す限り奈良公園の集会に参加をして、その後のデモで日本共産党地方議員団としてメーデーに参加された労働者の皆さんを激励をいたしておるところでございます。そんなことが頭をよぎっております。

もう一つ済みません、池の水抜きますという、テレビ東京の視聴率の高い番組があるんですが、桜井市の箸墓古墳のお堀の水を抜くことが進んでおりましたのに、とまってしまいました。中止になったそうです。ここまでは事実なんです、これから後は私の仮説でございます。古墳を発掘調査しようと思っても宮内庁は了解をいたしません。事実の解明を恐れる人たちもおられるのかなと。お堀の水を抜いて、何が出てくるのかわからんということになるといけませんので、そんなことになるかなと。これから再来年の5月1日まで天皇制についてもいろいろと議論があるかもしれませんが、日本共産党は天皇制を認め、日本国憲法を認める立場でございます。いずれ社会の成熟が進んだときに、その問題は解決されるであろうという立場でございます。そのことを申し上げまして、質問に入っております。

今回は、4本の質問を準備をいたしました。

1、台風21号、22号による被害と復旧から何を学び、今後どのように対処するのか。被災された関係各位にお見舞いを申し上げます。

堤防決壊は回避できたが、大きな被害が発生しております。日常生活や農業の復旧について、まちの取り組みと今後の対策を問うものでございます。

①平成29年10月24日議員懇談会での報告以降、町が把握している判明した被害の実態を示してほしい。農業分野に限定して激甚災害の指定を受けたとのことだが、その根拠はどのようなものか。さらに、農機具の修理費用は、本人契約している保険によるのか。

②河川改修と遊水機能の強化が課題になると考える。奈良県においては開発行為に伴う遊水池の設置は3,000平方メートル以上から1,000平方メートル以上に規制強化されるが問題は起きていないか。一つの開発なのに二つに分割して3,000平方メートル以下の開発と言

い張ったり、1年間の空白期間を設けて免れたりしていないか。

③灌概用水確保のため池を改修して、治水機能を持たせることや、町内の上流に新たな一定規模以上の遊水池設置や道路地下式の遊水池など考えられないか。

④開発に当たり、農業委員や実行組合大字役員各員など関係者の協議と合意を町が指導すべきではないか。

大きな2番目でございます。

先日の衆議院選挙や、これまでの選挙の執行に当たっての選挙管理委員会等の活動についてでございます。

民主政治の根幹をなす選挙について尽力されていることに敬意を表します。同時に、今回やこれまでの選挙管理業務で明らかになった下記の問題について、改善を求めます。

①衆議院選挙区開票で高市早苗票、100票の束に1票の松本昌之票が混入していた。職員は6名、他党派候補者指名の開票立会人2名が点検済みとして9番目の私が点検を行って発見したものでございます。その場で選挙管理委員長及び職員に指摘をした。原因は何か。さらに無効投票点検で白票が216票と表示されていたが、手計算では、このようにならなかったため、再度カウントを求めたところ、215票に訂正し、新たに持ち帰り1票と報告された。原因は何か。職員や投票立会人は何をしているのか。

②開票業務の迅速化は反対するものではないが、今回のような事故が発生すれば選挙開票業務の信頼は失墜する危険がある。再発防止できるのか。

③選挙人名簿で確認したとおりの氏名と住所を記載した選挙はがきが「宛所に尋ねあたりません」と郵便局から返還された事例がある。10年以上も前からここに生活している家族である。これまで同様事例について、郵便局に改善を求めたが、改められていない。責任は選挙管理委員会か、受託した郵便局か。今後どうするつもりか。

④10月18日、しもと純一個人演説会会場(真美ヶ丘体育館玄関)に選管の腕章をした2名の役場職員があらわれ、「参加者は90名ぐらいですか」と私に質問した。個人演説会場に赴き、主催者にこのような質問を発するのは誰の指示か、根拠を示されたい。根拠がないなら今後中止されたい。なお、公選法上の規定は見当たらず、他の市町村はこのようなことは行われていない模様である。

⑤個人演説会会場の当日看板設置ができることになっており、今回午前9時に設置できた。ところが公設会場と指定されていても、学校教育施設の場合は、「生徒への影響があるので、生徒下校後に設置してほしい」と午前中からの設置を学校長が拒否する事例がある。生徒には「選挙は民主政治の根幹をなすもので、学校が公設会場に指定されている」ということを説明してはどうか。教育基本法において、政治教育が位置づけられている。教育長はどのような認識か。教育基本法第14条政治教育。良識ある公民として、必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならないと定められております。

大きな三つ目でございます。

近鉄五位堂駅を安全で利用しやすい駅にするために、近鉄五位堂駅は、真美ヶ丘の開発によって多数の住民が張りつき、県下でも屈指の利用客がある。広陵町民も日常的に利用している駅となっている。

①コスパから駅舎2階までのスロープがでこぼこで転倒の危険がある。補修を香芝市と協議願いたい。

②交番横の拡声器設置場所には、時計が設置されていたが、今は取り外されている。香芝市、あるいは香芝警察と協議し再設置願いたい。

③特に早朝の時間帯に、バス降車場やタクシー待機エリアに一般車両が進入する事例が多い。一般車両の降車場が絶対的に不足しているのが現状で、常時歩行者が車道で降車している状況すらある。町はこの事態を把握しているのか。さらに香芝市と対策等について協議しているのか。駅利用者のモラルだけでは、改善解決できない事柄であり、事故の事前防止の観点から対応願いたい。

④奈良県も県議会の答弁で乗降客の多い駅については県として応援する態度を示しておられる。県の力もかりてはどうか。

大きな4番目でございます。

平成25年に発生したクリーンセンターにおける死亡事故について、11月10日の臨時議会で、補正予算を全会一致で可決した。その後の取り組みについて問う。

①補正予算の執行状況及び原告側との協議はいかなるものであるか。

②シルバー人材センターの責任が事実上問われなかったことについて、今後どのように対応するつもりか。

③今度の事故をめぐり、葛城労働基準監督署はクリーンセンターを労災保険適用事業所に認定し、2年間遡及してシルバー人材センターが平成23年度以降の労災保険料を支払ったとのことである。シルバー人材センター会員全員について、労災保険適用になるのか、一部除外されるのか。

④労災保険適用となれば通勤災害に関する補償も実施されるのか。

⑤これまでシルバーは会員制度であり、雇用契約はないと説明してきたが、大きな変更となった。会員への周知はなされているのか。

5本準備しようと思いましたが、具体的に詳細に書けというので書きましたところいっぱいになりましたから4本でやめました。よろしく御答弁をお願いをいたします。

○議長(笹井由明君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長(山村吉由君) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

1番目の台風21号、22号による被害と復旧及び今後の対応についての御質問でございます。

まず一つ目の台風被害の状況についてでございますが、10月24日の議員懇談会において避難所の開設箇所や避難者数、床上床下浸水の件数などを報告させていただきましたが、そ

の後、町が把握した被害としましては、広瀬川、古寺川、馬見川、南郷川の流域で発生した内水浸水により農地が冠水し、コンバイン刈り取り後の水田では、切りわらが浮遊して風に流され湛水面の端に吹き寄せられた結果、端部の水田に大量の切りわらが堆積したという被害があります。被害水田は筆数にして、134筆でございました。

この被害を受けた水田は、来年の耕作に向けた田の耕転ができない状況となっておりますので、町と農協、各実行組合支部が連携して、建設機械とわらまき機を使用して、堆積した切りわらをもとあった水田にまく作業を行う対策を進めているところです。

その他の被害報告では、先ほど説明させていただいた浮遊した切りわらが稲刈り前の稲の上に堆積した被害や、浸水により野菜や稲が倒伏した被害もございました。

次に農地等の災害復旧事業が激甚災害の指定を受けた根拠についてでございますが、激甚災害指定のB基準として、災害復旧事業の査定見込み額が本年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%、約53億円以上の災害で、ある都道府県内の査定見込み額が10億円以上との規定があり、今回の災害は、査定見込み額が、全国で約101億円、新潟県、三重県で10億円以上となったため、激甚災害に指定されております。なお奈良県の査定見込み額は9億6,000万円となっており、広陵町の査定見込み額は1カ所で約500万円でございます。今回の災害による農機具の被害につきましては、農機具損害共済に加入している場合は共済適用の対象となりますが、加入については各農家の任意の判断となります。

次に二つ目の開発行為に伴う調整池設置基準については、奈良県がことし10月に制定した「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」により、区域面積が1,000平方メートル以上の開発行為は特定開発行為として規定され、防災調整池等の設置が必要となります。議員お述べのとおり現在の区域面積3,000平方メートル以上の基準から強化されることになります。

本条例は、平成30年4月1日から施行されますが、防災調整池等の設置は、同年10月1日からの施行になります。大和川流域では、昭和57年の水害を契機に大和川流域総合治水対策が実施され、昭和61年から流域対策の一環として、1ヘクタール以上の開発行為に対して防災調整池の設置が義務化されましたが、平成元年に0.5ヘクタール以上、平成20年に0.3ヘクタール以上と設置要件が強化されております。そして、設置要件が強化されるたびに、調整池の設置要件以下の開発行為が増加しております。議員の御指摘は、今回の設置要件強化においても、設置要件を下回る開発行為がふえるのではないかとということかと思いますが、奈良県内で独自に1,000平方メートル以上に設置要件を引き下げている自治体の事例を調査したところ、1,000平方メートル未満の小規模開発が急増したという傾向は見受けられないとのことでした。また、3,000平方メートル以上の区域を同時に造成する計画であっても、その一部を青空資材置き場等の空地として開発行為の区域から除外し3,000平方メートル未満とし、防災調整池等は設置不要となっている事例についての御指摘もありましたが、町としても問題であると考えていたところでもあります。この事案につきましても、先行して導入している自治体の実績からすれば、ある程度解決するのではないかと期待しているところでございます。

また、条例が施行されるまでの期間に行われる3,000平方メートル未満の開発申請につきましては、本条例の施行までに制定するとされている設置基準が公表された段階で、同基準に基づき浸透雨水枡や浸透性U字溝など雨水の地中への浸透を図る施設の整備など、できる限り雨水流出を抑制してもらえよう協力要請したいと考えております。

次に三つ目のため池の治水利用につきましては、大和川流域総合治水対策の流域対策として市町村の目標分担量が定められております。しかしながら市町村の対策率が平均約43%と低いことが課題となっております。本町につきましては、目標量3万2,400立方メートルに対して、対策済量が3,075立方メートルで対策率は9.5%となっております。これは、灌漑用ため池を治水利用するには、治水機能分の貯留量を確保するため、従前よりも貯水位を下げなければならず、貯水量の減少に対して農家の方々の理解が得られず、整備が進まないことが挙げられます。このような流域対策の課題を解決するため「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」が制定されました。本条例では、新たな流域対策として、水田で雨水を貯留する水田貯留施設、通称田んぼダムが位置づけられました。これは、田んぼの畦畔をかさ上げして、排水口のところに排水口を小さくする堰板を設置することで、田んぼに雨水を貯留する方法でございます。本町の南側の南郷や安部、寺戸で田んぼダム整備を開始しており、農家の方々の御理解と御協力が得られ始めており、徐々に整備区域を広げている状況です。

「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」の制定に合わせて、本町でも、浸水被害を軽減するための道路地下式の遊水池等を含め、雨水貯留浸透施設の設置を検討してまいりたいと考えております。

次に四つ目の開発に当たっての農業関係者との合意形成を図ることの指導についてでございますが、広陵町開発指導要綱では、第4条第2項において、開発事業に関する事前協議書を提出する前に、地元利害関係者と協議し、その同意書を得るよう規定しております。町としては、開発事業者に対して、地元の開発内容について十分説明を行い、協議を重ねた上で同意書をいただくよう指導しております。

また、開発区域が農地転用を伴う場合は、農業委員会で審議されます。農業委員会の審査を行うに当たっても、周辺農地の営農に支障がないことを重要な審査事項としており、事務局レベルで適切に指導を行うとともに、隣接農地の所有者や地元水利組合の同意書、地元農業委員の確認印等の書類添付を求めています。

2番目の選挙の執行に当たっての選挙管理委員会等の活動についての御質問でございます。

答弁でございます。八尾議員におかれましては、開票の立ち会い御協力いただき、感謝申し上げます。

選挙事務に関しては、私に管理監督権限はございませんが、選挙管理委員会事務局に確認をさせていただきました。候補者の票が混入していた件については、点検ミス以外に考えられません。また、無効票のカウントにつきましては、計算ミスであるとのことでございます。持ち帰りの件については、投票録の投票者数と投票用紙の総数が一致しない場合、持ち帰りとし

て処理していると聞いております。

いずれにしましても、選挙事務の誤りは信頼の失墜につながります。選挙管理委員会においては常々開票は正確かつ迅速に行うように指示・指導していただいておりますが、さらに作業手順の徹底などを懸命に進め、選挙の公正かつ適正な執行に努めていただくようお願いをしておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、選挙はがきの返還について御質問いただいておりますが、選挙人名簿につきましては、本人が住民登録された住所、すなわち住民票のとおりの記載となっております。選挙人名簿を閲覧し、選挙はがきの住所及び氏名を正確に記載していても「宛所に尋ねあたりません」として返還される場合があります。郵便局に確認した結果、「本人が何らかの事情で届け出されていると考えられるが、本人以外には教えられない」との回答でありました。本人が忘れられている場合もあるかと思われませんが、郵便局はリストを有しており、それに基づいて処理しているとのことであります。返還事由につきましては、本人が直接郵便局に確認していただくしくなく、事情が変わらない限り同様の処理がされるものだと考えております。

次に、公営施設での個人演説会の件ですが、公職選挙法により選挙事務は選挙管理委員会が執行することになっており、議員が御質問いただいている公営施設使用を使用した個人演説会につきましても、市町村の選挙管理委員会に申し出るにより可能となる選挙運動の一つであり、その使用も同一施設1回に限り無料となっております。このようなことから、公営施設使用の個人演説会は、選挙運動に対する重大な妨げとならない限り町選挙管理委員会の管理権限が及ぶ範囲であります。申請どおり演説会が行われているかを確認するのも、公営として町が費用を負担するに当たり当然のことであり、また、職員が人数を確認した行為につきましても、奈良県選挙管理委員会が作成した事務執行細目に様式として掲げられている「個人演説会開催申出処理簿」の確認事項として「聴衆の数」が記載されていることに基づき行ったものであり、従来から選挙事務として行っている旨の報告を受けております。

5番目の学校での政治教育の件につきましては、教育長がお答え申し上げます。

3番目の近鉄五位堂駅を安全で利用しやすい駅にするためにということについてでございます。

近鉄五位堂駅の駅前広場は、香芝市道となっておりますので、第一義的には、香芝市において検討されるべきものと理解しております。香芝市に状況を問い合わせましたところ、一つ目のスロープ補修につきましては、今年度中に補修工事を行うことを確認しております。

二つ目の時計の設置につきましては、もともとの時計台は香芝市に寄贈されたもので、維持管理コストの問題と、時代の変化とともに、駅前広場における時計台設置の意義は薄れているとの判断から、今後、再設置はしない方向であることを伺っております。

三つ目の駅前ロータリーの対応策につきましては、対策工事について、現在検討中であるとのことです。なお、県の力もかりてはどうかとのことですが、香芝市のまちづくりの観点なども含めて、香芝市と奈良県との間で協議されるものと認識しております。

4番目の平成25年に発生したグリーンセンターにおける死亡事故についての御質問でござ

います。

まず、平成29年11月10日の第4回広陵町議会臨時会において御可決いただきました補正予算の執行につきましては、11月14日、原告2人に対して判決により確定した損害賠償額及び遅延損害金の支払いを行いました。また、町の訴訟代理人弁護士に対しても弁護士報酬を支払い済みとなっております。

なお、原告が訴えの提起を行うに当たり支払った収入印紙代及び郵便切手代の訴訟費用につきましては、今日現在においても原告からの請求がなされていないため、支払っておりません。

また、原告側との協議につきましては、支払日、支払方法等の協議を原告側代理人弁護士を通して行ったものの、その他の事柄につきましては、既に判決により法的に確定しており、協議を行う余地がないものであるため行っておりません。

二つ目の御質問ですが、このたびの判決は、町が設置し管理する施設において発生した事故であることから、施設の運転に当たり、町の安全配慮義務に重点を置いた厳しい判決であると重く受けとめており、町施設の運営において、このような事故を再び起こさぬよう反省し、強く誓ったものであります。クリーンセンターでは事故を受け、リサイクル施設等の作業を業者委託に変更しましたが、シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的としており、町としても高齢者の社会参加の場の提供という観点から、町有施設の除草等の業務を委託しております。

今回の判決を受け、業務委託の取り扱い及び町の安全管理を徹底すると同時に、シルバー人材センターに対し、会員に対する安全教育と会員の安全管理の徹底を求めるとともに、シルバー人材センターへの委託のあり方についても検討をしております。

三つ目のシルバー人材センター会員の労災保険適用についての御質問でございますが、シルバー人材センター会員の保険につきましては、就労形態により保険の加入が異なります。シルバー人材センターでの請負・委任の業務においては、労災保険は適用されないため加入しておりません。発注事業主に指揮命令関係が生じる派遣事業においては、派遣労働者となり、労災保険の適用を受けることから、労災保険に加入いたします。

これらのことから会員全員が労災保険の適用というのではなく、就労形態によって適用されるものでございます。

四つ目の通勤災害に関する補償でございますが、労災保険適用であれば通勤災害の補償も実施されます。また、労災保険の適用がない請負などの就労形態の場合においても、シルバー団体傷害保険で対応しており、通勤災害につきましても、この保険で対応がなされるものでございます。

五つ目のシルバー会員への説明周知でございますが、シルバー人材センターへの登録時にシルバー人材センターの仕組みや就労形態の説明を行っていただいております。また、派遣労働者となる場合は、奈良県シルバー人材センターとの雇用契約が必要となり、発注事業主から指示命令を受けての就労となることなどを個別に説明し、業務に対しての周知が行われ

ております。

私からは、以上とさせていただきます。

○議長(笹井由明君) 植村教育長！

○教育長(植村佳央君) 八尾議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

これまでの選挙の執行に関する事項⑤についてです。

御質問の学校は、真美ヶ丘中学校であり、前回の奈良県議会議員選挙の際、個人演説会場とされた事象をお示しいただいたものと推察いたします。御承知いただいているところですが、公営施設使用の個人演説会で使用できる施設は、学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び市町村の選挙管理委員会が指定する施設(集会所、図書館等)であります。例えば、学校等の場合には授業、研究等の本来の行事に支障がなく、また他の候補者からの申し出と競合することがなければ、施設の管理者から申し出のあった候補者に対して、個人演説会開催の可否について通知がなされ、個人演説会の開催となるものであります。このことに全く異論はなく、私が真美ヶ丘中学校の校長のときに、個人演説会を第二音楽室で開催されたことは覚えておりますが、その際にお話しさせていただいたであろう管理者としての具体的なやりとりについては、はっきり申し上げて、記憶にございません。ただ、お尋ねの政治教育につきましては、適正に実施できるよう配慮するとともに、これらを規定した教育基本法のみならず、公職にある者として、全ての法令を遵守しなければならないと認識いたしておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(笹井由明君) それでは、2回目以降の質問に移っていただきます。自席でお願いします。

13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 詳細に書きましたので、答弁も詳細にさせていただいて、ありがとうございます。

気がつきませんでした。選挙のところで100票と言わなければいけないところを、1,000票と間違えて読み上げたようでございます。訂正をさせていただきます。ありがとうございます。

最初に台風被害のことについて申し上げたいと思います。手元に持っている大和川ジャーナルというのがありまして、大和川流域における総合治水に関する条例の制定についてという、奈良県が制定した条例の中身を詳しく紹介をさせていただいているパンフレットでございます。

今回の質問は、見られてわかるとおり、この条例で決めたことをそのとおりにしてくださいと、はっきりと言って、単純にそんなことです。それで避難場所ですね、発生してから避難場所の対策というのも大事だし、各自治会とか、大字に対する連絡はどうするんだということも大事だし、防災士の体制はどうするんだと。それぞれ今回、大きな被害だったものですから、それぞれの議員がそれぞれの立場で思いを言っているわけですが、私は遊水機能がどうだったのかということの一つの焦点に当てているわけでございます。たしか町長の説明では、10月22日、投票日の深夜まで、あるいは翌日まであの雨が降り続いていたら、決壊が

あったかもしれないというような趣旨のお話もありました。私は、あの日たしか晩の7時ごろに河川の周辺をちょっと心配だったものですから行ってみましたら、大和高田土木事務所の職員が大場の樋門のところでばったり出会いました。今のまま、このまま雨が降り続いたら決壊のおそれありということをリアルに聞きましたもので、ぞっとしましてひとり暮らしの方だとか、連絡の方に行きましたけれども、個人のやれることです。余りできませんでしたが、できるだけここにあるように、県は流す対策、ためる対策、控える対策、こんなことを書いているわけです。沢大橋あたりの堆積土砂の撤去を今しておられますけれども、これは流す対策なんだろうなと思いつつ見ております。それで開発が3,000平方メートル以上から1,000平方メートル以上に遊水池を設置する規制強化がなされる件について、余り危機感があるような、駆け込みで工事がなされているのではないかと危機感が余り感じられない答弁だったんですけれども、これ実際どうなんですか。町内の事前協議だとか見て、この期間までに間に合わせたいとか、あるいはよく見たら、隣接をしているエリアでありながら、工事業者が二つでございまして、それぞれ別の工事なもので、足しちゃったら3,000平方メートル超えちゃうけどと、こういう事例がないかどうか。実は都市整備課の担当のところに行って、そんなやり方をやっている業者さんいるのと違うかと言ったら、担当の職員ははあとか言って、「書面上、瑕疵がないものについては、通さなきゃいけないという基本がありまして」とか言って、言葉を濁していましたけれども、あるんじゃないかと僕は思って心配しているんですけれども、実際はどうなんですか、現状はどうなっていますか。

○議長(笹井由明君) 中川理事！

○理事(中川 保君) 調整池の設置基準が3,000平米以上ということで、3,000平米をわずかに切るような開発というのは、多いというのは事実でございます。今回条例を定めて、3,000平米以下、1,000平米以上にするということについては、そういった現状を踏まえての対策がなされているというふうに考えております。それで既に大和高田市などでは1,000平米以上について調整池を設置するように基準を強化しているんですけれども、そのような事例を調べた結果、1,000平米以下の開発がふえたかという、それは急増していないということで、県のほうも1,000平米以上の設置基準にすれば対応ができるであろうというふうに考えているところだと思います。担当職員が申しましたように、書類がきちり整備されていれば、基準どおりに申請が上がってくれば、そのまま認めざるを得ないというのが現状でございますので、今後そういった部分については改善されるのではないかなと考えているところです。

以上でございます。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 瑕疵のない書類を提出して、町が対応しなかったら、逆に町の責任が問われるということもあるでしょうけれども、しかしやっぱり住民合意のまちづくりとか、それからこの間、あれだけ水つきが起きたわけですから、そういうことを踏まえて、水田の貯留施設の貯留の機能などについても述べておられるわけだから、やっぱり田んぼがどんどん減っていくと。今、お米をつくってももうからないから、処分せないかんかなと、後継者もないからというよう

な流れになってということになっていきますと、周りの人はやっぱり心配するわけですよ。だから土地所有者、田んぼを持っている人の思いと、その周辺に住まいしておられる方の思いとは違うんじゃないかというふうに思っております。余り具体的なことを言うと怒られますから言いませんが、大字名だけ言いますと、古寺の土地所有者の方で、実際には3,000平方メートルを超える土地なんですけれども、15区画の住宅を開発すると。だから坪60坪ですから、最低ね。そうするとその15区画だけで3,000平米になっちゃうわけですよ。だからそれを二つに割りまして、周辺の方から「特区を制定して、こういうふうに宅地開発をするのは、賛成であるけれども、現にこういう水つきが起きたわけだから道路の地下にでもタンクを備えて、池をつくるというようなことを技術的に可能なんだから、町がそれをきちんとやっぱり指導してもらえないか」というようなちょっと生活相談が私のところに舞い込んでいます。これは水利の担当者や治水の担当者もおられると思いますけれども、これは窓口で私言ってますから掌握しておられると思いますけれども、今はどうなっているのでしょうか。

○議長(笹井由明君) 中川理事！

○理事(中川 保君) 業者のほうには、協力をお願いするという形でのことしか町としてはできないという状況です。こうなさいという指導ではなくて、やはりお願いしますよと。地域の皆さんの意見も聞いて、先ほど質問にもございました利害関係者との調整ということについては、丁寧な対応をしてくださいというお願いをさせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 返事はどうですか。

○議長(笹井由明君) 中川理事！

○理事(中川 保君) 詳しいところについては、掌握してございませんので、また後ほど回答させていただきます。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) わかりました。町も今度の被害については、まち始まって以来の大きな被害だと認識されていることもわかっておりますので、議会の一般質問だけで物事を完結するとは私も到底思っておりませんので、ぜひ関係者がやっぱり知恵を寄せ合って、安全なまちづくりのために努力をしていきたいものだというふうに思っております。

二つ目にいきます。

選挙ですけれども、信頼失墜だと。たしか名前を出して申しわけないですけれども、王寺町の町長選挙で、数が足りなくてどこへ行ったんやと探したら、出てきましたんやと、当落が逆転したことがありましたね。そんなこともありますから、1票の重さというのはやっぱり。広陵町の町長選挙でも18票差で当落が決まったこともあったと承知をいたしております。あ、12票ですか、済みません。町長がよく詳しく御存じですね。

国政選挙ですから、そんなに体制に影響がないというふうに思っておられるかもしれませんが、大体私が9番目なんです、チェックしたのが。職員がその間に6人おるんや。機械

でもカウントしている。他党から希望の党と自民党から、議員の名前は言いませんけれども、開票立会人でチェックしてくださいというふうにやっているのに、すっと通って私のところに来て、どうなっているんですかとやったわけですよ。間違えましたということなんですけれども、やっぱり間違えないようにするために、どうするかということをやっぱりきちんとやってもらわないと困るわけですよ。後から数が合わないから持ち帰りにしましたと、こうなっているけれども、例えば投票立会人いますね。私、質問してから投票立会人に対して、それぞれのところで、遺漏はありませんでしたか、問題ありませんでしたかと、持ち帰った人はありませんでしたかとちゃんと聞いたんですか。

○議長(笹井由明君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) お答え申し上げます。

各投票所の投票立会人まで、管理者も含めまして持ち帰りの随時チェックはいただいているものと思っておりますけれども、改めて確認はしてございません。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 選挙ですから生々しい話になりますけれども、選管委員長には不正の可能性が有りますよということだけ言っておりますから、植村委員長ですね、たしか。そのところでやっぱりよくきちんと相談していただいて、再発しないようにしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、1万6,002票だったでしょ、投票総数は。1票をチェックするのにコンマ5秒でやっても8,000秒でしょ、2時間を超えるんですって。広陵町はずうたいがでかいから投票者数が多いから、やっぱり時間がかかるのはやむを得ない面もあるんですけれども、関係者がよく協力をして、職員も疲労困憊している中での話だから、適確にスピーディーにやらなきゃいけないという点では争わないと思います。だけでもやっぱり確実にやってもらわないと、困るんだから、それはやっぱり現場の職員としてよく研究をしていただきたいと思っております。

選挙人名簿で確認したとおりの氏名と住所どおりにはがきを出したというのは、本人から言ってもらわな困るというけれども、これちょっと論理的につながらないんですよ。そうするとどういうことになるかといったら、うちのところの陣営で出して返ってきましたやろ。この方に例えば、田中さんという方に出して、田中さんに、いや、あなたのところ選挙人はがき、住民票どおり書いて出しました、見てくださいよと。だけど返ってきましたん。これ郵便局に問い合わせてもらえませんか、こういう話になるんですって。それ、どっちの責任なんですか。選管の責任なんですか、郵便局の責任なんですか、これは。

○議長(笹井由明君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 「宛所に尋ねあたりません」として、選挙の入場券についても何通か戻ってきております。ただ、郵便局のほうには確認のほうをさせていただいたんですけれども、何らかの理由というのは、お答えすることはできない。例えば転送届を出されて、1年間は郵便局が転送してくれるんですけれども、その1年を超えると、またもとに戻るというふうなこともありますので、本人がその届け出をされているかどうかというのも教えてくれませんので、やっぱり

届かなければ、本人が届かないと思われるのであれば、本人が郵便局に直接確認してもらえないというふうになると思います。選挙管理委員会のほうとしましては、きちんと住民登録された住所にお送りをしておりますので、そのまま選挙人名簿にも載っておりますので、それも郵便局に確認いただくことだと考えております。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 私が今回相談した人にも直接やりとりしていますけれども、転居届を出したこともないし、10年以上前からここに住んでいますと、表札も出してありますと、なぜ届かなかったんでしょうねと。たまたま郵便局で仕事をしておられる方にお尋ねすると、こっそり人事異動が甚だしいんですって。配る対応するエリアは決めてあるんだけど、人の出入りが、やめたりとか、新たに来たとかいうようなことがあるかもしれませんと、それは言っておられました。だけど、そんなん言ったら、どこが責任とるんですかということになるから、だからまた選挙管理委員会にも伺って相談しますけれども、こういうこともやっぱり好ましくないの。

それで住民票の登録の仕方と、それから郵便局のところでは、例えば集合住宅だったら集合住宅名を書いていないと配らないとかいうようなことだってあるかもしれないという指摘をした人がありましたから、そのあたりちょっと協力をしてください。よろしくお願いします。

それから、個人演説会の会場を無料で貸しているんだから、やったかどうかぐらい確認に行くのは当たり前だという答弁でございました。びっくりしましたけれども。個人の家でやられる分については、その個人の方と相談をしてやられるわけですけども、今回、中央公民館のほうにお願いをして、大変丁寧に対応していただいたんですね。私、書いてませんけれども、感謝しているんですよ、実は。前日に行きましたら、スリッパが見当たらない。どこにあったかというのと、和室にあったんですね。和室にスリッパが置いてあって、役に立たんと。椅子が足らんで済みませんと言うと、ちょっと持ってくるわと段取りしていただいて、施設の使用について遺漏のないようにしっかりやってもらったらいと、これはどの陣営が来ても、こちらはそういう対応をしたいと思うんだというようなことを言っておられたので感謝をしているわけです。

それで看板のことですけども、これはここに**地方選挙の手引き**というのがありますから、これに書いてあるとおりです。ここに答弁書にあるとおりでございますけれども、今回、教育長に対して、教育基本法との関係でどうなんかと。もし、教育基本法に義務教育学校の生徒については、政治にかかわらせないということを学校長の管理項目として、教育基本法に定められているんだしたら、そのときの学校長の対応は正しいですよ。だけどできるだけわからせなさいということを行っているわけだから、先生、きょう何か表に看板が出てたけど、あれ何と子供は聞いてきますから、これは今選挙をやっているの、衆議院選挙やけれども、こうこうやねんと。どの政党が来てもちゃんと時間さえあいていれば、使えることができるから、みんな選挙に大人になったら行きやと。中学校3年生、あと3年たったら高校の3年生で、選挙権がもらえるわけだから、今からちゃんと勉強しておいたほうがええでというようなことぐらい言われたらいいんじゃないですか。これからどうするんですか。

○議長(笹井由明君) 植村教育長！

○**教育長(植村佳央君)** それでは、お答えさせていただきます。

実は私、このときに多分八尾議員といろいろ話をさせていただいたと思うんですけども、とにかく記憶になくて、ただ、実際第二音楽室で個人演説会をされた。その間、私は校長室にずっと待機をしていた。それはよく覚えているんですけども、その一つ、恐らく私記憶がないというのは、その中で自分としては、この当時、やはりまだ管理者としてなんですけれども、子供に影響があるのかなというようなことから、ひょっとしたらそういう話をさせてもらって、お断りじゃないけれども、ちょっと後にしてくださいというふうな話をしたのかなというふうに思っております。今、こういう立場になりまして、いわゆるその当時のことと言えば、もう少ししっかりとその辺のことを考えておけばよかったと今反省をしております。

もう1点は、教育基本法第14条の中には、政治的教養ですよ、入っております。その辺も私も確認をさせていただいて、特に小学校では6年生、それから中学校では中学3年生のほうで公民という形の政治のというか、組織であるとか、いろんなことを勉強をしております。そういったものを、それから先ほど議員おっしゃいましたように、18歳からは選挙権があるということで、今主権者教育というのも国のほうではなされております。そういうことから、私もその辺ではまた話をさせていただきながら、子供たちには、いわゆる政治的な教養についてもしっかりと身につけてほしい。もう一つは、これは知識だけではなくて、いわゆる自分で調べたり、そして意見を表明するとか、他の人を意見をよく聞くということのそういったいわゆるこういう議会でされているようなことも含めて、そういったことも今後子供たちに教育していこうというふうに思っております。

以上です。

○**議長(笹井由明君)** 13番、八尾君！

○**13番(八尾春雄君)** 朝から看板を設置したいと言ったら、どう対応するつもりかという答弁があるかと思ったら、ありませんけれども、しばらく葛藤していただいて、どういうやり方を一番正しいのかというのをぜひ出していただいたらと思います。私は、子供たちが校舎に入ってから、後ぐらいから看板設置できたらなと思っているんですけども、あそこは馬見中2丁目でございますから、今、朝から看板設置していいというふうに教育長の答弁はありませんでしたけれども、そうすると、例えば八尾春雄個人演説会を今晚7時から真美ヶ丘中学校第二音楽室で開催をいたしますので、ぜひ参加してくださいというチラシをつくりまして、馬見中2丁目の皆さんに全戸に配布して、お知らせをすると、こんなことだっちょっと考えざるを得ないんですけども、総務部長どうですか、やっていいんですか。

○**議長(笹井由明君)** 吉田総務部長！

○**総務部長(吉田英史君)** 文書投函の頒布につきましては、公職選挙法の中で厳密に定められておりますので、その範囲でということになります。ただ、少し確認しておきたいんですけども、議員さんも私も同じ本を持っておられると思いますけれども、公営施設の個人演説会の使用時間につきましては、1回について5時間を超えることができないというふうに定められております。それからその中で看板の件をおっしゃっておられますけれども、看板は立てることが

できるではなくて、公営施設の個人演説会開催中は一つ以上立てなければならない義務となっております。その看板、開催中は立てなければならないというふうに定められておりますので、朝から立てられるかというのは、議論が分かれるかもわかりませんが、朝から立てて、夜に個人演説会を開催するとなれば、5時間を超えるということになりますので、そこは私は朝から看板を立てられないというふうに理解をしております。

以上です。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 見解の完全な不一致ですから、この後詰めてまいりたいと思います。

教育長から挨拶状をいただきました、10月に。丁寧に対応していただきありがとうございます。広陵町の子供たちのために何ができるのかを常に念頭に置いて、学校教育だけでなく、社会教育にも焦点を当てながら全力で邁進する決意が述べられております。この後、またしっかり取り組んでいただくようお願いして、協力できる所と、そうでない所がありますけれども、また対決も含めて対応してまいりますのでよろしくお願いします。

近鉄五位堂駅のことに話を移してまいります。

私、住宅都市整備公団から土地を買いましたんや。その住宅都市整備公団は、真美ヶ丘地区の開発の中心的なディベロッパーでございまして、五位堂駅の再開発のことについても、かなりの資金を提供しているというふうに聞いております。広陵町と香芝市と連携協定も結んでいきますから、そういう意味でも単純に近所の自治体だから頼むというだけじゃなくて、その視点からも物を言っていたかかないと困るというふうに思っておりますが、先ほどいろいろ進んでいるんだというようなお話でありますけれども、実際にはスロープの工事は年度内に終わるということですね、ちょっと確認します。

○議長(笹井由明君) 奥田企画部長！

○企画部長(奥田育裕君) お答えをさせていただきます。

もう少しスロープの工事に関しまして、詳しく御説明をさせていただきますと、私ども確認したところでは、12月4日に既に工事の契約をされたというところがございます。内容につきましては、舗装のやりかえ、それから点字ブロック等も入れていくということで聞いております。また工事につきましては、平成29年度、年度内に完了するというので、年が明けましたら、来年の3月末までに完成をさせる予定であるというふうに伺っております。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) ありがとうございます。ちゃんとやっぱ物を言えば応えていただけるんだなということでうれしく思っております。

それから、乗りおりの方なんですけれども、バスのおりる場所ですね、降車場のところの色が塗ってあるんですが、そこは。そこは絶対入ってくれたらぐあい悪いということを奈良交通としてもいろいろアピールしておられる場所なんですけれども、かつては、バスに備えつけの拡声器で、のいてくださいと、とめたらあきませんよということをやったんですが、最近は対応が変わりまして、もう警笛ですわ。ブブブブブブって、びっくりするようなことになっています。そんなこ

とになりましたから、降車場が利用客に比べてかなり少ないものですから、そういうことが起きて
いるんだろうと。統計によると奈良県内で1万人を超えるような乗降客のある駅は、24あるんで
すって。一番多いのが学園前駅、近鉄の。へえ、びっくりした。7万2,000人。だから乗降だけ
から3万6,000人ということなんでしょうね。五位堂駅は2万4,755人というのが私の手元にして
いる新しいデータでして、1万2,000人の方が利用しておられるということだから、近所には学
習塾も幾つかありまして、夜になると今度また送迎のための車が入り出したりとか、いろいろ複
雑なこともありますから、だから住民の中で利用者の中で何か協議をしなきゃいけないのかもし
れないというような気もしておりますが、まだ誰もそのことを言い出さない。みんなとめたいもの
だから、それに歯向かうようなことを言うと、評判が悪くなるのかなと思って、そんなことを思っ
たりしますけれども、実際には、小さな接触事故が多いですね。スピードが緩いですから、吉田
議員が道路交通法を守っていますかと今回質問されましたけれども、良識ある住民があんな
歩き方とか、あんな車のとめ方をするのかと、びっくりするようなことも現に起きています。そ
れで一度きちんと朝、6時半から8時半ぐらいまでの時間、2時間程度、1回か2回かわかりませ
んが、見ていただいて、どんな状況なのか、それで認識を新たにさせていただきたいと思うん
ですけれども、ちょっと現場の確認をしてほしいんですけれども、どうでしょうか。

○議長(笹井由明君) 奥田企画部長！

○企画部長(奥田育裕君) お答えをさせていただきます。

議員の御指摘のとおりでございます。まず夜間の塾等の送迎も大変多うございます。そうい
ったところで、香芝市におかれましては、担当課のほうからそういった塾のほうに出向かれまし
て、例えばマイクロバスを用意できないかというような要請もされておるといふふうに聞いており
ます。またそういった小さな接触事故等も発生しているというのは、市のほうでも十分認識をさ
れておられます。そういった意味では、実態把握等も市のほうでされておられるようございま
すので、本町といたしましてもやはり五位堂駅を利用されている方、町民の方は多うございま
す。そういった具体的に申しますと、香芝、五位堂駅前のそういったロータリーの改修等、早期
に実現いただけるように、今後も強くその要望をしまいたいというふうに考えております。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 現場確認をしてくださいと言うのにしますと言わんから、しますとい
うことですか、今の話は。してくださいね。要望だけしておきますわ。行ったかとまた聞きますよ、私。
4番目にいきます。クリーンセンターにおける死亡事故について。

ここでのポイントは、クリーンセンターの中で仕事しておられるシルバーの会員さんには、
指揮監督関係があると認められると。これまでは認められなかったんですな。だけど、認められ
ると。だから樹木の剪定だとか、ほかいろいろな仕事がありますけれども、そういう指揮監督命
令の労働者なのかどうかということで、労災保険に入るかどうかを決められているんだと。だか
ら、これが言っているよというふうに言っていますが、実はまだシルバー人材センターに行っ
てませんねん。町の答弁をいただいたら、シルバー人材センターに早速行きまして、町の答弁こ
ないなってますけれども、どないなってますのと聞きますから、こういう大きな事故が起きたとき

には、やっぱり安心安全な労働環境、作業環境を整える意味で、やっぱり町がしかるべき役割を発揮していただきたいと思っております。

シルバーの責任が問われなかったことについては、答弁があったのでしょうか。それ、これからどうするのでしょうか、実際には。

○議長(笹井由明君) 山村町長！

○町長(山村吉由君) 判決がおきた後に、今のシルバー人材センター理事長に話をさせていただきました。町のみが責任を問われたということで、町としてはやはりシルバーにも責任を感じてもらいたい。補助金を出している町からすれば、補助金を返してほしいというぐらいの気持ちを持っているということを申し上げておりますが、具体的にどうしていくかは、これからシルバーと詰めていきたいと思えます。

○議長(笹井由明君) 13番、八尾君！

○13番(八尾春雄君) 社協のことも議題になったりしますけれども、大事な外郭団体の一つなんですから、よく相談をして、円満に解決していただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長(笹井由明君) 以上で、八尾君の一般質問は終了しました。

しばらく休憩します。

(P.M. 0:01休憩)

(P.M. 1:28再開)

○議長(笹井由明君) 休憩を解き、再開します。

中川理事！

○理事(中川 保君) 済みません、午前中、八尾議員の一般質問において、保留させていただいた内容について少し時間をいただいてお答えさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

3,000平米以下で申請を検討されている開発について、地元が要望されている雨水流出抑制策について、町から開発業者に対応策の協力要請をして、開発業者からどのような回答を得ているのかということの御質問でございました。開発業者からは、流出抑制策として浸透性舗装など雨水を地中に浸透させる施設を採用して地元調整したいという相談がございました。町としましては、浸透性舗装は区画道路においては特に問題はございませんので、地元の合意が得られるよう調整を進めてほしいというふうに回答させていただいているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。<20627 文字>